

〈論 文〉

## 業績指標としての包括利益 ——米国における基準開発過程にてらして——

米 山 正 樹\*

### I はじめに一問題の所在一

当期純利益と包括利益をめぐる対立は、しばしば、いずれが相対的に有用かという文脈で論じられる。日本語による先行研究で最もよく知られたもののひとつである若林 [2009] もまた、上記のような文脈から分析を進めている。国内外の証券市場を対象としたこの主題に取り組んだ先行研究の分析結果は必ずしも一様といえず、いずれか一方の有用性が相対的に高い、という点で学界のコンセンサスは得られていない状況とあってよい。

このような研究結果は、当期純利益と包括利益の業績指標としての有用性に関して一様な結果が得られないのはなぜか、という疑問を引き起こす。しかしこうした研究結果に合理的な解釈が与えられているとは言い難い。より正確にいうなら、当期純利益と包括利益それぞれの排他的な優位を説く議論はみられるものの<sup>1)</sup>、しばしば当期利益と包括利益の双方に有用性が見出される「ありのままの状況」に合理的な解釈を与える説明原理（仮説）はいまだ示されていないとあってよい<sup>2)</sup>。

結果は一様でないものの当期純利益と包括利益の双方に有用性が見出されている状況に合理的な説明が与えられない理由の一端は、包括利益に業績尺度としてどのような役割が寄せられているのかに関する議論の欠如に求められる。包括利益は企業活動から生み出されたどのような成果を反映しており、それがなぜ投資家らの意思決定にとって有用でありうるのかの解き明かされなければ、なぜ包括利益と当期純利益の双方に有用性が見出されているのかという議論のスタートラインに立つことさえできない<sup>3)</sup>。にもかかわらず、そうした議論がみられないのは、包括利益を主要な業績

---

\* 東京大学大学院経済学研究科教授

1) 例えば純資産の変動差額から導かれてくる包括利益には、貸借対照表に反映されている資産や負債の「ストックとしての情報」を超える価値は「原理的に」見出せない、という議論がよく知られている。この議論によれば、純資産の変動差額のうち一定の条件を満たした部分だけでとらえた当期純利益にしかフロー情報としての価値を見出せないこととなる。

2) 研究結果のバラツキは、(a) それぞれの研究が踏襲している手法の信頼性の違いや、(b) 調査対象年度や調査対象地域の違いによっても生じうる。しかし信頼性の高い手法をとった先行研究が一方の業績尺度の有用性だけを排他的に支持し、信頼性の低い手法による研究がもう一方の指標の有用性だけを一貫して支持している、という話は聞かれない。また特定法域（あるいは特定年代）の資本市場では一方の業績指標の有用性だけが支持されるのに対し、別の法域（別の特定年代）を対象とした研究ではもう一方の業績指標の有用性だけが支持される、という話も聞かれない。そうであれば、研究結果がバラつく原因を研究手法や調査対象期間・調査対象地域の違いに求めるのは難しい。ただし包括利益の開示が求められるようになってからの期間は短い。包括利益の開示が始まった当初は、もっぱら情報利用者が包括利益を対象とした分析に慣れていなかったことから、イレギュラーな分析結果が生じるような事態も起こりうる。

指標とみなすことは資産・負債観の採択から「自動的に」導かれてくる、という通念や、企業が有する経済的資源の変動を反映しており、経済的所得の代理変数として優れているのは（当期純利益ではなく）包括利益だというような通念が、包括利益がなぜ業績尺度として有益なのか、という問題への関心を妨げているためかもしれない<sup>4)</sup>。

こうした事実認識から、本稿では、業績指標としての包括利益にどのような期待が寄せられているのかを検討する。そうした検討に際しては、代替的な業績指標としての当期純利益との共通点・相違点の析出を目指す。この点を強調するのは、包括利益と当期純利益とが必ずしも相互に独立した業績指標とはいえず、一方を用いて他方を予測するような相互依存関係がみられる可能性を視野に収めているためである<sup>5)</sup>。

上記の分析目的を達成するため、本稿では、世界に先駆けて米国で包括利益の開示が求められるようになった経緯を確認する。より具体的には、まず準備作業として、いわゆる「純資産直入項目」がいくつかの個別会計基準で用いられるようになった事情を確かめる。営業活動を通じた純資産変動の一部に関して「純資産直入項目」が設けられ、当期純利益の報告対象から除かれるようになった理由の解明がそこでの主要な検討課題となる。こうした作業は「当期純利益に含められるもの」に共通の特性を解き明かすのに資すると期待される。

次いで、上記の「純資産直入項目」を「その他の包括利益」として包摂した包括利益が開示されることとなった経緯を確かめる。何が契機となって包括利益の報告が求められるようになったのか、また業績尺度としての包括利益には当初どのような役割が期待されていたのかを確認することが、ここでの主要な作業となる。

なおひとくちに包括利益といっても、英国の会計実務を源流とするものと、米国のそれを源流とするものでは、包括利益に期待されている役割は異なることが知られている<sup>6)</sup>。本稿ではこのうち米国の系譜に属する包括利益を対象として議論を進める。すべての「その他の包括利益」にリサイクリングを求めている点などにおいて、包括利益を開示することの意義は日本と米国とで類似していると考えられ、そうであれば米国流の系譜を検討対象とすることで、大部分の読者にとって関心が高いと思われる日本基準への含意をより多く引き出せるからである。

## Ⅱ 包括利益に期待されていたもの—SFAS 第130号にてらして—

### 1 「クリーン・サープラス関係の回復」の強調

よく知られているように、米国において包括利益の公表を求めたのは財務会計基準書第130号「包括利益の報告」(FASB [1997])である。その導入部には、この基準書を公表した経緯が記さ

---

3) 他方の当期純利益についても、それが企業活動のどのような側面をとらえた成果であって、なぜそれが業績指標として重視されてきたのか、という点に関して十分なコンセンサスが得られているわけではない。しかし事実裏付けられた成果（実現した成果）をとらえるべしという要請が、収益と費用を対応させることへの要請などとともて有用な情報の提供に貢献している理由については、長年にわたる議論の蓄積がみられる。この点で包括利益と当期純利益には相違がみられる。

4) 詳述は避けるが、これらの通念は容易に反駁が可能である。

5) 網羅的とはいえないが、関連する考察を米山 [2020]で行っている。

6) 辻山 [1998]を参照。

れている (FASB [1997], paras. 1-5)。そこでは最初に、かつて当期業績主義と包括主義のいずれにもとづいて業績報告を行うのかをめぐる論争がみられたものの、もっぱらクリーン・サープラスの関係を保持する必要から包括主義による旨のコンセンサスが図られたと記されている。ところがその後、いわゆる純資産直入項目の利用を求める基準書が公表されることとなり、営業活動を通じた純資産の変動差額が必ずしも当期純利益と一致しない事態が再び顕在化することとなった。

米国の会計基準は、これまで一貫して、純資産直入項目をいずれ当期純利益に含めるように要請してきた。それゆえ、たとえ純資産直入項目によって一時的にダーティー・サープラスの関係が生じるとしても、それは恒久的に存在するものではない。とはいえ、一部の純資産直入項目は、その性質にてらして、かなり長期にわたり貸借対照表に計上され続ける。こうした事態を重くみた FASB は、資本取引以外による純資産変動のすべてを構成要素とする包括利益の報告を求め、業績報告におけるクリーン・サープラスの関係を常時保持する旨の決定を下した。以上が包括利益の開示を求めることになった経緯に係る基準書第 130 号導入部の記述である。

導入部に続く基準書第 130 号の本文には、「包括利益の報告目的 (Purpose of Reporting Comprehensive Income)」というタイトルが付された箇所がある (FASB [1997], paras. 11-13)。そこでは「資本取引以外による純資産変動のすべてを業績として報告すること」が包括利益の開示目的であること、つまり純資産に関してクリーン・サープラスの関係を絶えず保持することが開示目的だと再度強調されている。その後の記述は、包括利益の総額だけでなく、個々の構成要素の大きさもまた投資家らの意思決定にとって有用な情報となりうる旨の説明に宛てられている。そこでは、包括利益の開示にどのような役割が期待されているのかについての追加的な説明はみられない。ここで引用した一連の記述は、基準書第 130 号において「純資産に関してクリーン・サープラス関係が絶えず保持されている状態に回帰すること」が包括利益の開示目的として強く意識されていたことを示唆している<sup>7)</sup>。

## 2 「失われたクリーン・サープラス関係を回復すべし」という判断の背後にあるもの

興味深いのは、上記のように「常にクリーン・サープラス関係を保持すべし」という要請の存在をこれだけ強調しておきながら、「クリーン・サープラス関係の絶えざる保持」がなぜ求められるのか、という点に関する積極的な議論を欠いていることである。先に記した通り、基準書第 130 号の冒頭には、当期業績主義にもとづく利益概念 (current operating performance income concepts) と包括主義にもとづく利益概念 (all-inclusive income concepts) とが対置され、後者に依拠することが幅広く支持されている旨の記述がある (FASB [1997], para. 2)。おそらく、包括主義を選択すれば純資産直入項目を用いる余地は残されていない、という判断が働いたのであろう。

しかし当期業績主義と包括主義とをめぐるかつての論争と、純資産直入項目の存在を認めるかどうかの対立とは、問題の構造が必ずしも等質的ではない。伝統的な論争において当期業績主義を採用した場合、資本取引以外による純資産変動の一部は一度も損益として認識されることなく、利益

---

7) FASB は付録 A において、包括利益を注記にとどめることを禁じるとともに、包括利益を持分変動計算書で開示する場合、その持分変動計算書が「完全な 1 組の財務諸表の一部であること」を示すように要請している (FASB [1997], paras. 61-67)。こうした事実もまた、「クリーン・サープラス関係を常に保持し続けること」が包括利益の開示目的として重要だったことを示唆している。

剰余金にチャージされる。そこではクリーン・サープラスの関係が恒久的に損なわれる。会計上の利益とキャッシュフローの総額での一致が、利益を用いたキャッシュフローの予測に合理的な解釈を与えるために必須の要請だとすれば、このような形でクリーン・サープラスの関係が損なわれれば深刻な問題が生じる。

これに対し包括利益の開示を求める契機となった純資産直入項目は、米国会計基準のもとでは、いずれ当期純利益の構成要素に振替えられる。クリーン・サープラスの関係が損なわれるのは一時的な事態に過ぎず、資本取引によらない純資産の変動は、最終的にはすべて当期純利益に反映される。一時的なものに過ぎないとすれば、クリーン・サープラスの関係が損なわれることで引き起こされる問題（利益情報に係る有用性の低下など）がどれほど深刻なのかは定かでない。とりわけ純資産が貸借対照表上、純資産直入項目とその他の要素（拠出資本や当期純利益を通ってきた留保利益）とに区分表示されていれば、後者と当期純利益とのクリーン・サープラスの関係は「純資産直入項目の存在と矛盾することなく」絶えず保持される<sup>8)</sup>。

にもかかわらず、純資産直入項目により一時的に生じたダーティー・サープラスの関係を当時のFASBが問題視し、その解決を目指した理由は明らかでない。暗黙のうちに想定されていた理由をいくつか挙げることはできるものの、いずれが真相を反映しているのかは定かでない。

おそらく最も「真相」に近いのは、概念基準書（とりわけ第6号）の記載事項を字義通りに解釈し、それと整合的な開示を目指した、というシナリオであろう。概念基準書第6号は、基準書第130号に先立ち、資産や負債の定義に依拠する形で包括利益に定義を与えている（FASB [1985a], para. 70）。包括利益はそこで、資本取引以外による純資産変動を漏れなく包摂したもの、つまり純資産変動との関係においてクリーン・サープラス関係を満たすものとされている。概念基準書の記載事項にてらして演繹的に個別基準を開発すべし、という価値観が共有されていたとすれば、一時的とはいえクリーン・サープラスの関係が損なわれてしまう現状を脱するために包括利益の開示が促されたのは自然なことといえる。

基準書第130号がこのようなスタンスに依拠していたことを示唆する記述は、付録A「背景説明および結論の根拠」にもみられる。付録Aによれば、包括利益の開示を求める骨子とする旨の提案に対しては、包括的でもなければ利益でもない項目に「包括利益」という名称を付すと誤解を招く、という類いの回答が寄せられたようである（FASB [1997], para. 70）。これに対しFASBは、資本取引以外による純資産の変動は収益、費用、利得あるいは損失のうちのいずれかに該当する、と概念基準書第6号および第5号（FASB [1984b]）が説明していることを引き合いに出し、新たに開示を目指している「包括利益」は利益に該当する、という判断を示している<sup>9)</sup>。著者が確認した限り、これは包括利益がなぜ利益の構成要素となりうるのかに関してFASBが与えた唯一の説明である。

一見して明らかのように、（公表済みの）概念基準書で与えた定義に依拠した上記の説明は、「なぜ純資産直入項目ではなく利益に含まれるのか」という問いに対する積極的な回答となっていな

8) わかりやすさを優先して稚拙な表現を取って用いるなら、「純資産直入項目を存在しないもの」とみなして組み替えた財務諸表では、クリーン・サープラス関係が保たれているわけである。

9) 基準書第130号では、概念基準書第6号および第5号における包括利益の定義が踏襲されている（FASB [1997], paras. 8-9）。

い。にもかかわらずこうした説明だけが与えられている事実は、包括利益の開示目的に関する「クリーン・サープラス関係の回復」という説明の背後に、「演繹的手法により概念基準書の記載事項に根拠した基準を開発すべし」という価値判断が潜んでいたことを示唆している。外見上は「クリーン・サープラス関係の回復」が強調されているものの、実質的には「資産・負債アプローチを一貫して適用した基準の体系を目指すべし」という考えが包括利益の開示を促したのであろう<sup>10)</sup>。

### 3 業績尺度としての包括利益に期待されていたものは何か

では資産・負債観にもとづく「1組の完全な財務諸表の体系」の構成要素と位置づけられた包括利益には、業績尺度としてどのような役割が期待されているのであろうか。また包括利益に期待される役割は、当期純利益に期待される役割とどのような点で異なるのであろうか。基準書第130号の記載事項からは、この点に関しても明確な回答を引き出すのが難しい。基準書第130号の付録Aには、当期純利益に直接反映される項目と、いったんその他の包括利益を介させる項目とがどのように異なるのか、という点に関する概念的な検討が、現時点においては不十分な次元にとどまっている、という事実認識が記されている(FASB [1997], para. 54)<sup>11)</sup>。

基準書第130号の開発・公表に際しては、既に生じてしまっているダーティー・サープラスの解消を最優先の課題として包括利益の開示が急がれた。その結果、新たに生じた形態の取引にもとづく成果を基準書第130号のもとで当期純利益の構成要素とその他の包括利益の構成要素に首尾一貫した形で分類するために必要な理屈の検討は先送りとされてしまったようである。当期純利益とは何か、逆にそこから除かれるその他の包括利益とは何か、という類いの問題には別のプロジェクトで取り組む予定とされている。業績尺度としての包括利益に期待される役割が当期純利益の役割とどう異なるのかに関する記述はみられない。

上記の通り、基準書第130号の公表に際しては包括利益の報告それ自体が自己目的化しており、報告された包括利益の役立ちについての検討は将来の課題とされていた。包括利益と当期純利益との業績指標としての共通点や相違点、あるいは業績尺度としての包括利益が果たしうる役割などについての概念的な検討は、基準書第130号の公表時点ではほとんど行われていなかったといつてよい<sup>12)</sup>。それは資産・負債アプローチを採択したことの必然的な帰結であって、それ以上の理由は必要ない、と思われていたのかもしれない。

では資本取引以外による純資産変動のすべてを漏れなく含んでいるという特性（その意味で資産・負債アプローチと最もよく整合しているという特性）から、包括利益が業績指標として何らかの点で優れているという結論を引き出せるのであろうか。米国FASBは暗黙のうちに結論を導けるという前提を置いていたが、以下で詳述するようにこれは自動的に導かれてくる帰結とはいえない。

---

10) 包括利益の開示を促した間接的な要因としては、金融商品プロジェクトの進展により純資産直入項目のさらなる増加が見込まれること(FASB [1997], paras. 46-50)や、会計基準の国際的な調和が要請されていること(FASB [1997], paras. 42-45)も指摘されている。

11) 概念的な検討が不十分な次元にとどまっている項目としては、このほか、資本取引と損益取引の性質をともに有しているようなものがあるという指摘もみられる(FASB [1997], paras. 108-119)。つまり損益取引のカテゴリー内での区分問題に加え、資本取引と損益取引との境界をめぐっても検討すべき課題が残っている、という指摘がなされている。

いま、かりに平均的な投資家が主としてストック情報に根ざした意思決定を行っているとする。つまり貸借対照表に顕在化した純資産の時価総額にもとづきオフバランスとされているのれん価値を推定し、そこから企業の価値を評価するのが「平均的な投資家像」だとする。このように資産や負債の時価情報が意思決定モデルの主要なインプットとみなされているケースでは、できるだけ多くの資産や負債をオンバランスし、それらを時価または公正価値で評価することが基準開発上の目標となる。資産・負債アプローチには多義的な解釈が許されるが、上記のような解釈は有力なもの1つである。徳賀 [2002] は、これを「利益算定次元の資産負債中心観」と称している。資産と負債をできるだけ時価または公正価値でオンバランスするとともに、その変動差額をすべて業績指標に反映する方法は、より正確には、「利益算定次元の資産負債中心観」を極限まで追求した姿と位置づけることができる。

このように解釈した資産・負債アプローチが意味を持つ状況では、貸借対照表上のストック情報に有用性が見出される一方で、期首と期末における純資産の変動差額と位置づけられた包括利益はストック情報に対して追加的な情報を提供しないことが知られている。つまり「利益算定次元の資産負債中心観」という解釈に合理性を見出しうる「最も典型的な状況」において、包括利益の開示は redundant なものになってしまう。敢えて包括利益の開示が求められるようになった事実は、資産・負債アプローチに係る上記の解釈ではうまく説明できない。

では、資産・負債アプローチに係る解釈として他にどのようなものがありうるのであろうか。またその解釈のもとで、当該アプローチと整合的な包括利益の（業績指標としての）有用性はどのように説明されるのであろうか。主要な業績指標として当期純利益を財務報告の中核に据えながらも、資産・負債の認識と測定を必ずしも「当期純利益の適切な認識」という制約のもとに置かず、必要に応じて「ストック情報としての適切さ」という観点から（つまり上記の制約から独立に）資産と負債の評価額を決めていく計算体系が知られている。資産・負債アプローチは、このような体系を導くものと理解されることもある。資産・負債アプローチに係るこのような解釈は、徳賀 [2002] が「個別ストック評価次元の資産負債中心観」と称しているものといってよい（徳賀 [2002], pp. 151-153）。

基準書第130号は、包括利益とその構成要素を当期純利益の報告に用いられる財務業績計算書（a statement of financial performance）で報告すべきでない、という判断を明確に示している<sup>13)</sup>。

12) 基準書第130号に先立って公表された基準書第115号「負債証券及び持分証券に対する特定の投資に関する会計処理」(FASB [1993]) は、トレーディング目的の有価証券について継続的な時価評価と時価評価差額の損益算入を求める一方で、売却可能有価証券については継続的な時価評価の結果として生じる評価差額を純資産直入項目とする処理を求めていた。金融商品に係る時価評価差額という点で共通しているながら、保有目的に応じて当期純利益に反映するものと反映しないものを分ける旨の決定に先立っては、業績尺度に係るかなり詳細な検討が行われた。ただし上記の決定は、金融負債が継続的な時価評価の対象となっていなかった当時の会計基準を前提としたものであり、金融負債の扱いが変われば金融資産側に係る評価差額の取り扱いも変わりうる、とされていた。概念的な検討は、この点でも完結していなかったといってよい。このあたりの事情について辻山 [1998] を参照。

13) 公開草案では財務業績計算書において報告することを要求したものの (FASB [1997], para. 58), 概念的な検討が行われていない段階で、「財務業績とは何か」に関する特定の結論（「その他の包括利益」の構成要素は、当期純利益に直接反映される項目と同様の意味で財務業績を反映している）を含蓄する報告様式を求めるべきでない、というコメントがFASBの提案に対して多く寄せられたようである (FASB [1997], para. 59)。

そこには、基準書第 130 号の公表以降も主要な業績指標としての役割を果たすのは当期純利益だという米国 FASB の事実認識が反映されている。その事實は、基準書第 130 号が「個別ストック評価次元の資産負債中心観」と親和的であることを示唆している。

ただ「個別ストック評価次元の資産負債中心観」のもとでも、包括利益に業績指標としての役割を期待することはできない。というのも、当期純利益に反映されない評価差額（すなわち基準書第 130 号でいう「その他の包括利益」）は、この考え方のもとでは、「当期純利益の計算手段」という制約を離れ、もっぱらストック評価額の適切さという観点から一部の資産や負債の評価額を独立に定めた結果生じたもの、という解釈しか与えられないからである。字義通り「投資の成果」と無関係にストックを評価し直した結果が「その他の包括利益」だとすれば、それを含んだ包括利益が業績尺度として機能するとは思えない。

#### 4 小括

本節では、(米国流の会計観のもとで) 包括利益の開示を最初に求めた FASB の基準書第 130 号に立ち返り、包括利益の開示理由がそこにどのように記されていたのかを確かめてきた。ここまでの検討によれば、基準書第 130 号では、包括利益を開示する理由として「純資産直入項目によって失われたクリーン・サープラスの関係を取り戻すため」が強調されていた。

ただ、米国 FASB は基準書第 130 号の公表後も当期純利益を主要な業績指標としており、純資産から純資産直入項目を控除したもの（日本の現行会計基準でいう株主資本に相当する金額）と当期純利益とのクリーン・サープラス関係は、基準書第 130 号の公表前後で常に保持されていた。そうであれば、当時の FASB は、資本取引によらない純資産変動との間で絶えずクリーン・サープラスの関係が成立している業績指標を（当期純利益とは別に）開示しなければならない、と考えていたことになる。

では、そのような業績指標がなぜ必要とされたのであろうか。基準書第 130 号は、この点に関する直接的な説明を欠いている。米国 FASB を取り巻く基準書第 130 号公表時点の環境に鑑みれば、その必要性はおそらく、資産・負債アプローチ（資産・負債観）と整合的な会計基準の体系を構築すべし、という基本的な基準開発方針に求められる。実際、米国 FASB は基準書第 130 号の公表に先立ち、概念基準書第 6 号において資産と負債に紐づけた定義を包括利益に与えていた。一連の事實は、米国 FASB が基準書第 130 号の開発過程で資産・負債アプローチとの整合的に配慮した可能性を示唆している。

ただし包括利益が開示されることとなった理由を「資産・負債アプローチとの整合性」に求めた場合、包括利益の情報に（当期純利益とともに）レリバンスが見出されている事実、つまり包括利益が業績指標としての役割を果たしている事実に合理的な解釈を与えることが困難となる。

例えば「識別可能な資産・負債をできるだけオンバランスするとともに、それらを時価または公正価値で評価し、その評価差額を主要な業績指標に反映すべし」という内容を有するものとしてとらえた資産・負債アプローチ（徳賀 [2002] でいう「利益算定次元の資産負債中心観」）では、ストック情報の開示だけで足り、フロー情報の開示そのものが不要となる。また「当期純利益を主要な報告対象と位置づけたうえで、必要に応じて、当期純利益の測定に制約されることなく、資産・負債に独立かつ適正な評価を与えるべし」という内容を要するものとしてとらえた資産・負債アプローチ（徳賀 [2002] でいう「個別ストック評価次元の資産負債中心観」）では、定義上、いわゆる

る OCI 項目は投資の成果を反映していないこととなる。そうした要素をも含んだ包括利益に業績指標としての役割は期待できない。

上記の通り、「資産・負債アプローチを踏襲することで、どのような測定操作が求められるのか」に関する伝統的な理解を前提とする限り、当期純利益のみならず包括利益にもレリバンスが見出されている事実合理的な解釈を与えることは難しい。そこで次節では視点を換え、基準書第130号の公表時点において純資産直入処理を求めていた各種個別基準で、どのような項目に関して、なぜ純資産直入項目が必要とされていたのか、を確かめる。

次節で詳述するように、基準書第130号が公表された時点で要求されていた純資産直入項目は、「識別可能な資産や負債を網羅的にオンバランスするとともに、時価や公正価値で再測定した結果」ではなく、「当期純利益を測定するための制約から離れ、もっぱらストック評価額の適切さという観点から一部の資産や負債を再測定した結果」と説明するのも難しい項目が多い。そうした事実は、「資産・負債アプローチは具体的な測定操作をどのように規定するのか」という観点から個別基準が演繹的に導かれているわけではないことを示唆している。むしろ（少なくとも OCI 項目が生み出され始めた黎明期においては）個別の事情に応じて何を、なぜ純資産直入項目とするのが決まった可能性もある。

こうしたことから次節では「資産・負債アプローチと整合的な処理は何か」という観点をいったん離れ、どのような（個別）事情が純資産直入項目を生み出したのかを検討する。「資産・負債アプローチに適う形で基準を開発すべし」という理念よりも直接的に、「当期純利益に反映すべき項目」と純資産直入項目とを区分する必要性を生み出した要因を探ろうというのである。そうした分析を通じて明らかとなる事実は、「企業活動の成果として何を報告すべきか、またそれはなぜか」に関する示唆を有するはずである。「企業が報告すべき業績は何か」に係る FASB の基本的なスタンスが明らかになれば、包括利益に期待されていた役割に関する新たな知見も得られるであろう。

### Ⅲ 当期純利益の構成要素と純資産直入項目との区分

#### 1 SFAS 第52号「外貨換算」

外貨換算の過程でストック計上額に生じた変動の一部を当期純利益に含めず、純資産直入項目とすることを要求している SFAS 第52号 (FASB [1981]) は、米国で初めて純資産直入項目の使用を求めた基準書として知られている。その概要は以下のように要約できる。

- 比較的自己充足かつ自己完結的な在外事業を連結することから生じる為替調整額は、キャッシュフローには影響を与えないので、純利益には含まれない。
- 親会社の国内事業の単なる延長に過ぎない在外事業に為替レートの変動が与える経済的效果は、親会社のキャッシュフローに直接影響を与える。したがって、そのような事業に関わる為替差損益は純利益に含まれる。
- 為替調整勘定は、在外事業単位の財務諸表をその機能通貨から米ドルに換算する過程に必然的に随伴して出てくる結果である。換算調整勘定は期間純利益の決定には含まれず、在外事業単位への純投資が売却され、もしくは完全あるいはほぼ完全な清算が行われるまでは連結持分中の独立項目として開示され、累積される。



- 長期投資の性質をもつ関係会社間取引は、親会社の純投資の一部と考えられる。したがってそこから損益が生じない。(FASB [1981] “Summary” にもとづき筆者が要約)<sup>14)</sup>

SFAS 第 52 号のもとで純資産直入項目が生じるケースは、3つに大別される。

1. 比較的自己充足的かつ自己完結的な在外事業を連結し、当該在外事業に関して機能通貨から報告通貨への換算を行う場合 (FASB [1981], para. 13 を参照)。
2. 長期投資の性格をもった関係会社間の外貨建取引で、企業としての財務諸表を報告するにあたり、当該取引に関わる事業単位が連結されたり合併されたり持分法で会計処理されたりしているもの (FASB [1981], para. 20 を参照)。
3. 在外事業単位への純投資に対する経済的ヘッジとして指定された外貨建取引で、ヘッジとしての実効性を有するもの (FASB [1981], para. 20 を参照)。

上記のうち 3. は外貨換算の領域に現れたヘッジ会計の論点と考えられる。したがって外貨換算会計に固有の論点は 1. と 2. だけといってよい。この 1. と 2 とは、ケースとしては異なっているものの、純資産直入処理が求められる理由は等質的である。2. のケースで想定されているのは、おそらく、予見しうる将来において返済時点が特定化されていない、グループ内での賃貸借取引のようなものであろう。こうした資金取引に関して生じた換算差額は、いつ確定するのかが明確ではない。そうした成果は、キャッシュの裏付けを伴った、その意味で「確定した成果」と考えられている当期純利益に含めることができない。つまり親会社のキャッシュフローに直接的な影響を与えないという意味で未実現の利益を避けることが、純資産直入の理由となっている。

また 1. についても、基準書第 52 号のもとで為替換算調整勘定が生じるのは、資産項目と負債項目について決算日レート法で、資本項目についてその他のレートで換算を行うためとされている。基準書第 52 号は、在外事業を「比較的自己充足的かつ特定の国あるいは特定の経済環境に組みこまれているもの」と「主として親会社の事業の直接的かつ不可分の構成部分であるか、あるいはまたその延長であるようなもの」とに分けたうえで、前者においては外貨が機能通貨であるのに対し、後者については米ドルが機能通貨だと説明している (FASB [1981], paras. 79-81)。前者の在外事業については、合理的に予見しうる将来においての処分が予定されていない以上、機能通貨から報告通貨 (米ドル) への換算過程で「確定した成果」を計上する余地は残されていない。

上記の通り、1. と 2. いずれのケースにおいても、純資産直入項目の使用は、未実現利益の排除という観点から論拠づけられている。機能通貨により作成された財務諸表を報告通貨 (米ドル) に換算する際、すべての貸借対照表項目に唯一のレートを適用しない限り (資産と負債だけでなく、純資産項目にも資産や負債と同じレートを適用するという意味での「厳格な単一レート法」を適用しない限り)、換算差額の発生は不可欠である。比較的自己充足的かつ自己完結的な在外事業に関して生じた換算差額は実現の見通しを立てられない、というのが、当該換算差額を為替換算調整勘定として純資産直入した理由とされている。また長期投資の性質を有する関係会社間の外貨建取引に生じた換算差額が純資産直入される理由についての説明でも、やはり実現の見通しを立てら

14) より詳細な基準の解説としては嶺 [1987] などを参照。

れないことが強調されている。

他方で純資産直入項目の使用と、資産や負債のストックに当期純利益の計算に係る制約を逃れた「独立の評価額」を付与することを通じて、ストック評価額のリアリティーを回復したり、経験的な意味を付与したりすることを結びつける記述は見当たらない。為替換算調整勘定が生じるような形で機能通貨から報告通貨への換算を行うことは、在外事業が置かれている環境下での計算結果や複数の計算結果の相互関連性をそのまま保持するために必要なこととされている (FASB [1981], para. 74)<sup>15)</sup>。後に包括利益を開示する契機となった基準書第52号において、純資産直入項目の使用と「資産負債観によって首尾一貫した会計基準の開発」とが結びつけられていたことを示唆する記述は見当たらない。

また「目的に適用換算レートの選択」があり、その結果不可避に生じる未実現損益を排除する必要から純資産直入処理が導かれてきたという説明は、業績指標としての独立した役割が純資産直入項目（および純資産直入項目を含む包括利益）には期待されていなかったことを示唆している。つまり基準書第130号は当期純利益とは異なる特性を有した業績を追加的に示すために純資産直入項目を積極的に導入しようとしたのではない。「目的に合った換算」のために複数レートの使い分けたところ未実現の成果を計上することが不可欠となり、その受け皿として「消極的に」純資産直入処理が求められるようになったのであろう。

もちろん、当期純利益以外の業績指標が当時まったく想定されていなかったのであれば、その後包括利益に反映されることとなる純資産直入項目について、当期純利益とは異なる性質を有し、当期純利益から独立した業績指標の構成要素という観点から分析が行われなかったのはやむを得ないことかもしれない。しかし、後に概念基準書第6号に置き換えられることとなる概念基準書第3号（基準書第52号の公表当時）は包括利益に関する規定を有しており、基準書第52号よりも先に公表されている。基準書第52号は、存在の知られていた包括利益に、未実現利益である純資産直入項目を当期純利益に加減算したものであるという説明を与えている (FASB [1981], paras. 113-114)。一連の事実、純資産直入項目が未実現利益の受け皿としか想定されておらず、その純資産直入項目を含んだ投資の成果（後の包括利益）にも、業績尺度としての積極的な役割が期待されていなかったことを示唆している。

## 2 SFAS 第80号「先物契約の会計処理」

基準書第130号が公表された当時に適用されていたFASB基準書第80号「先物契約の会計処理」は、現在の米国基準と異なり、繰延ヘッジ会計の手法によってヘッジの事実を当期純利益に反映するように求めている。

繰延ヘッジの手法が必要とされる状況として基準書第80号が例示しているのは、(a) 公正価値で継続的に再評価されるヘッジ対象について、当該評価差額が当期純利益には反映されず、株主持

---

15) 機能通貨を用いる理由は、(A) レートの変動が企業のキャッシュフローおよび持分に与えるであろうと一般に予期されている経済的效果と矛盾しない情報を提供すること、(B) 米国の一般に認められた会計原則に従って企業の連結財務諸表を提供すること、(C) 個々の連結対象事業体ごとにそれぞれの機能通貨で測定されたところの会計上の成果ならびに相互関連性をそのまま連結財務諸表上に反映すること、および (D) 換算された外貨額を含む財務諸表に対して「単一測定単位」を用いること、と記されている (FASB [1981], para. 70)。

分に直接チャージされている場合 (FASB [1984a], para. 5), (b) 取得原価を基礎として評価されている既存の資産または負債, あるいは確定コミットメントについて, 将来における価格変動で生じる利得や損失を避けるために先物契約を取り交わす場合 (FASB [1984a], paras. 6-8), および (c) 予定取引の将来における価格変動で生じる利得や損失を避けるために先物契約を取り交わす場合 (FASB [1984a], paras. 9-10) である<sup>16)</sup>。

上記いずれのケースにおいても, ヘッジ手段たる先物契約に生じる評価差額の損益認識が繰延べられ, その結果として純資産直入項目 (先物契約に係る繰延利益または繰延損失) が生じる理由は, 「損益に係るミスマッチの解消」という文脈で説明されている (FASB [1984a], paras. 40-41)。つまり基準書第 130 号の公表によって後に「その他の包括利益」の構成要素となる純資産直入項目は, ここではもっぱら, 未実現の項目を当期純利益から除く手段と位置づけられている。ヘッジ手段たる先物契約に生じた評価損益は, ヘッジ対象に係る損益が実現するタイミングで実現したもののみなされ, やがて当期純利益に反映される。いったん当期純利益に反映した項目をそこから除くための手段として機能している以上, 当期純利益から独立した「新たな業績指標」を提供することが純資産直入項目に求められていたとは考えられない。

加えて, この文脈で用いられる純資産直入項目に, 当期純利益の計算に係る制約を免れた「資産または負債としての適切な評価」を提供するための手段としての役割が期待されていたとも考えられない。FASB が総じて「資産負債観によって首尾一貫した基準開発」を目指していたとしても, 基準書第 80 号の開発・公表に限れば, こうした要請が強く働いたことを示唆する事実はみられない。ここで述べた通り, 基準書第 52 号のみならず基準書第 80 号についても, 純資産直入項目は未実現利益の受け皿としか想定されておらず, その純資産直入項目を含んだ投資の成果 (後の包括利益) にも, 業績尺度としての積極的な役割が期待されていなかったといつてよい。

さらにいうなら, 基準書第 52 号に関わる純資産直入項目は, 在外事業体が将来売却された時点で実現した成果となり当期純利益に反映される。これに対し基準書第 80 号で用いられることになった純資産直入項目は, ヘッジ対象に係る損益が認識されるようになった時点で当期純利益に振替えられるのと同時に, ヘッジ対象に係る損益と相殺される。単純化のため完全なヘッジが成立している場合を前提とするなら, ヘッジが成立した段階でヘッジの条件に由来する損益 (あるいはキャッシュフロー) が確定するのであって, その「確定した損益」は, ヘッジ手段に係る繰延ヘッジ損益 (純資産直入項目) の大きさだけからとらえることはできない。その点に着目すると, 基準書第 80 号が求める純資産直入項目は, 基準書第 52 号が求めるものにくらべたとき, 業績指標としての役割はいっそう乏しいといえるであろう。

### 3 基準書第 87 号「事業主の年金会計」

退職給付に係る米国 FASB の会計基準で, 基準書第 130 号が公表された時点で適用されていた基準書第 87 号「事業主の年金会計」(FASB [1985b]) は, 米国の現行基準との間には, 共通点と相違点とが混在している。基準書第 87 号はその冒頭, 「要約」というタイトルが付された箇所, 退職給付に係る費用を発生主義にもとづき認識する旨を記している。発生主義にもとづく具体的な費用 (および関連項目) の計算・開示方法の特徴としては, (a) 特定項目の遅延認識 (delaying

16) 具体的な会計処理については嶺 [1989] を参照。

recognition), (b) 純年金費用の報告 (reporting net cost) および (c) 相互に関連している資産と負債との相殺 (offsetting) を掲げている。こうした特徴は、FASB の現行基準においても基本的に踏襲されている。

他方で、遅延認識の対象および方法については基準書第 87 号と現行基準との間に相違がみられる。例えば基準書第 87 号が求めている遅延認識の対象には、フローの損益のみならず、ストック評価額も含まれる。周知の通り、現行基準は数理計算上の差異や過去勤務費用の「全貌」を貸借対照表で示す一方で、それらの項目に係る再評価差額を「その他の包括利益」に計上するように求めている。つまり当期純利益に反映させるタイミングを遅らせる一方で、ストック評価額の決定に際しては、見積もりが修正された事実をただちに反映するように求めている。一部の例外を除き数理計算上の差異と過去勤務費用をオフバランスとする点では、基準書第 87 号と現行基準との差異が際立っている<sup>17)</sup>。

上記のように基準書第 87 号は、オフバランス処理を通じて主に損益の遅延認識を図ろうとしている。オンバランス処理が貫徹されていれば、純資産直入処理を行う余地は残されていない。実際には「追加最小年金負債調整額」の計上が必要とされる場合に限って、例外的に、純資産直入処理が求められている。以下、「追加最小年金負債調整額」の計上が必要とされる状況とその調整が必要な理由を説明する<sup>18)</sup>。

先述の通り基準書第 87 号は、退職給付に係る費用を発生主義の考えにもとづき適切に把握することを旨としている。そこでは、掛金が拠出された事実ではなく、支給対象の従業員等が勤務した事実（すなわち企業が労働サービスの提供を受けた事実）にもとづいて費用を計上することが求められる。また支給対象従業員の予想勤務期間は長期にわたることから、上記のような形で費用を計上する際には、短期的な環境変化を排除すること（健全な意味で平準化を図ること）が求められる。数理計算上の差異や過去勤務費用をオフバランスとし、費用を遅延認識する理由はこの点に求められる。

ここに記した通り、退職給付に係る項目の一部を未認識とする理由は、平準化された費用配分を行う必要性に求められている。ただしそうした処理を行う結果、企業の従業員に対する負債の「全貌」を貸借対照表から推察するのは困難となっている。「企業の従業員に対する実質的な債務」と貸借対照表上の負債計上額とが著しい乖離は、たとえ発生主義にもとづく費用の計上が総じて支持されているとしても見過ごせない。このような考えから、基準書第 87 号は、発生費用の計算から導かれてきた負債が、累積給付債務 (ABO: Accumulated Benefit Obligation) にもとづき計算される「負債として計上すべき最低限度額」に満たない場合は、負債の評価額を「最低限度額」まで切り上げることを求めている。さらにその過程で、最小年金負債調整額にみあう純資産直入処理が必要となってくる。以下でこの点を詳述する。

基準書第 87 号は、外部の基金などに積み立てられている制度資産の公正価値による総額を ABO から控除した金額（未積立累積給付債務 (unfunded accumulated benefit obligation) と呼ばれる）を、貸借対照表に負債として表示すべき最低限の金額と定めている (FASB [1985b], para.

17) 企業審議会が 1998 年 6 月に公表した「退職給付に係る会計基準」は、基準書第 87 号を参照しながら開発されたと言われており、前者が求めている処理は後者と類似している。

18) 基準書第 87 号の概要と具体的な会計処理の背後にある基礎概念の解説としては小川 [2006] を参照。

36)。いま、かりに退職給付に係る年度の費用の合計額が外部の基金に対する拠出額に満たなかったとする。このとき、退職給付に係る費用の総額から基金への拠出額を控除した残額として未積立未払年金費用（unfunded accrued pension cost）が計上される（FASB [1985b], para. 35）。未払年金費用の大きさが未積立 ABO 以上であれば、「負債として計上すべき最低限度額」の要件が満たされるため、以降の調整は不要となる。他方で未積立未払年金費用が未積立 ABO に満たない場合、追加最小負債（additional minimum liability）と呼ばれるその差額を、貸借対照表に追加計上することが求められている（FASB [1985b], para. 36）。

追加最小負債を貸借対照表に追加計上しようとすれば、当該負債にみあう相手勘定の認識も必要となる。基準書第 87 号は、未認識の過去勤務費用（unrecognized prior service cost）が存在する場合は、その残高を上限として、追加最小負債にみあう無形資産の計上を求めている。かりに十分な残高の未認識過去勤務費用が存在していれば、追加最小負債とこの無形資産を両建計上することをもって調整は完了する。

他方で未認識の過去勤務費用が追加最小負債に満たない場合、追加最小負債の相手勘定として無形資産を計上としても、なお借方差額が残ってしまう。この金額は株主持分を構成する独立した要素（separate component）の減少額として処理することが求められている。これが退職給付に関して要求される純資産直入処理である。このような形で生じた純資産直入項目は、定義からして純資産の控除項目としての性質を有することとなる。

基準書第 87 号で求められている純資産直入処理に関する説明は以上だが、追加最小負債に係る相手勘定の決定プロセスはとりわけ難解である。以下では、米国 FASB がこのような処理を求めた理由を推察しながら、決定プロセスの説明を再度試みる。

基準書第 87 号のもとで未認識とされる主要な項目は、数理計算上の差異と過去勤務費用である。したがって先に説明したプロセスに従って算定される追加最小負債の主要な源泉もまた、これら 2 つの項目といえる。そうであれば、追加最小負債の計上は、原則に従えばオフバランスとされている項目を、例外的にオンバランスする処理と考えてよい。そうした例外の設定に際しては、上記の修正が当期純利益に反映される事態を回避しようという意図がみられる。追加最小負債の計上は、当期純利益の算定という制約を離れて退職給付に係る負債を適切に評価し、そのリアリティーを回復するという趣旨のもとで行われていると考えてよい。

次に追加最小負債の相手勘定を検討する。先に記した通り基準書第 87 号は、過去勤務費用に未認識の残高が存在する限り、追加最小負債の相手勘定として無形資産を計上するように求めている。当該無形資産の性質に関する基準書第 87 号自体による説明は乏しいが、退職給付に係るプランが改訂され、その支給水準が引き上げられたことに伴って過去勤務費用が生じるのが一般的といえるのであれば、過去勤務費用は従業員の士気向上を伴うこととなる。士気の高まった従業員が高い生産性を発揮すれば、企業の収益も向上するであろう。そう考えれば、上記の無形資産は、士気が高まった従業員が生み出す追加的なキャッシュフローの価値を反映したものと理解できる<sup>19)</sup>。退職給付の支給水準を引き上げると負債だけが増加するようにみえるが、上記の「士気向上」が普遍的に観察されるのであれば、負債にみあって資産も生じることとなる。同額の資産と負債が両建計上されれば、純資産への影響は免れられる。

19) 小川 [2006], 41-42 ページにも類似した趣旨の記述がみられる。

他方で、同じ追加最小負債の計上であっても、数理計算上の差異に根拠した部分については過去勤務費用と同様の追加的なキャッシュフローを期待できない。その場合は、追加計上された負債の分だけ純資産が減少する。営業活動に関連した純資産の減少は、通常、当期純利益の減少を引き起こす。しかしこのケースで計上される追加最小負債は、もともと当期純利益の平準化を図るためにオフバランスしていた項目を、「負債の適切な評価」という別の要請にてらして例外的にオンバランスしたものである。オンバランスした影響が当期純利益に及ぶのは本末転倒である。追加最小年金負債調整額が純資産直入される理由は、このように理解できる。

以上の考察をふまえ、最後に本稿の研究主題に立ち返る。基準書第87号が求めていた純資産直入処理は、当期純利益への影響を排除しながら「負債として計上すべき最低限の金額」を貸借対照表に反映させるための手段と位置づけられていた。追加最小負債の相手勘定が無形資産と純資産に属する独立項目とに分かれており、その複雑さが純資産直入処理の合理性に係る理解を妨げているが、ここで用いられている純資産直入項目は「ストック評価額のリアリティーを回復する手段」と考えてよい。基準書第87号における純資産直入処理の背後には、「資産・負債観にもとづき首尾一貫した方で基準を開発すべし」という考えが存在していたのであろう。

他方で基準書第87号にもとづき計上される純資産直入項目に（あるいは当該純資産直入項目を含んで算定される仮想的な包括利益に）、業績指標としての何らかの役割が期待されていたと考えるのは難しい。基準書第87号による純資産直入項目は、「未認識数理計算上の差異の一部」としてしか説明できないものである。その残高は未積立未払年金費用や過去勤務費用の金額などに依存・従属しており、独立した項目として経験的な意味を与えるのは不可能とってよい。

#### 4 基準書第115号「特定の負債証券および持分証券への投資の会計処理」

金融商品の会計処理を保有目的ごとに規定している基準書第115号（FASB [1993]）は、その後公表された日本の「金融商品に係る会計基準」の原型と言われている<sup>20)</sup>。すなわち基準書第115号は、日本の現行基準と同様に、金融商品を満期保有、売却可能、または売買目的（held-to-maturity, available-for-sale, or trading）のいずれかのカテゴリーに区分するように求めている（FASB [1993], para. 6）。このうち純資産直入処理が適用されるのは売却可能有価証券である（FASB [1993], para. 13）<sup>21)22)</sup>。

---

20) 基準の詳細については企業財務制度研究会 [1995a] 第3章を参照。

21) 売却可能有価証券は、日本基準でいう「その他有価証券」と対応している。売買目的有価証券にも、また満期保有の有価証券にも該当しないもの、という「消去法による定義」もまた、「その他有価証券」と類似している（FASB [1993], para. 12b）。なお日本の会計基準でいう子会社株式および関連会社株式は、金融投資の対象ではないことから基準書第115号の適用範囲外とされている。この点に関連する記述としてFASB [1993], para. 47を参照。

22) 基準書第115号が公表されるまでの間、有価証券の会計処理を定めていた基準書第12号「市場性のある特定有価証券の会計処理」（FASB [1975]）も、一部の有価証券について純資産直入処理を求めていたことが知られている。具体的には、非流動資産に区分されているか、流動・非流動の区分が特定されていないか、いずれかの条件を満たす市場性ある有価証券によるポートフォリオに低価法を適用した結果として生じた未実現の損失が純資産に直入されていた（FASB [1975], para. 11）。長期にわたり保有されるポートフォリオの時価であれば回復もありうるから、というのがその理由とされていた（FASB [1975], paras. 29-30）。

売却可能有価証券について純資産直入処理を行う理由は、基準書第 115 号において以下のように説明されている。すなわち金融負債で調達した資金によって金融投資を行うという意味において、金融負債の評価と金融資産の評価とは密接に結びついている。そうであれば金融負債と金融資産の評価は首尾一貫していなければならない。このうち金融負債については、調達した資金の額や満期に際して返済すべき金額を基礎とした評価が行われている。金融負債を継続的に時価あるいは公正価値で再評価することを、当時の米国基準は要求していなかった。にもかかわらず金融資産だけを継続的に再評価し、その評価差額を当期純利益に反映させれば、当期純利益のボラティリティーは「不必要に（あるいは実態に反して）」高まってしまう。こうした事態をさけるために、売却可能有価証券の評価差額に純資産直入処理を求めたと記されている（FASB [1993], para. 79)<sup>23)</sup>。

金融負債によって調達された資金によって金融資産が保有され、運用されるという関係は、売却可能有価証券に限ってみられるものではない。したがって金融負債と金融資産との間で評価の整合性を求めるのであれば、売買目的の有価証券に係る評価損益も純資産直入処理しなければならない<sup>24)</sup>。にもかかわらず、FASB が売却可能な有価証券に限って純資産直入処理を求めた理由は定かでない。金融機関による ALM の対象となるのは主として売却可能有価証券であり、そうであれば、金融負債と金融資産との間で評価が不整合であることの問題は、売却可能有価証券において顕在化しやすい、という判断が働いたことを示唆する記述はみられるが（FASB [1993] paras. 93-94）、これが決定的な要因かどうかは明らかでない。

上記のように、売却可能な有価証券に限定して純資産直入処理を求めた理由に係る基準書第 115 号の説明には、説得力を欠く部分が残されている。とはいえ、売却可能な有価証券に議論の対象を絞れば、基準書第 115 号の説明も一定の合理性を有している。以下では純資産直入処理が「金融負債に係る評価との整合性」を図るために求められた、というのを受け入れたうえで考察を進める<sup>25)</sup>。

金融負債と金融資産との間で評価の整合性を図るべし、という要請は、ヘッジの関係が成立している複数の項目については、単独で損益を認識せず、対象項目に係る投資の成果を同時に、まとめて認識する旨の要請と等質的な側面を有している。複数項目がひとつの投資単位とみなされるのであれば、その投資単位を構成する要素について成果を把握するタイミングを揃えるべし、という判断が働いている。ヘッジ会計と呼ばれている領域では複数の運用手段を 1 つの単位とみなすことが求められるのに対し、ここでは投資成果の把握に際し、調達手段と運用手段を 1 つの単位とすることが求められている。そうした違いこそあれ、投資の成果に係る計算単位を投資の実態に合わせて設定し、その構成要素については「当該投資単位への貢献」という観点から損益の期間帰属を決めている点は共通しているといつてよい。

---

23) 金融資産と金融負債との間で評価の整合性を図る必要性は、公開草案に対して寄せられたコメントにおいて指摘されたこととされている（FASB [1993], para. 55）。

24) 大日方隆「負債証券の開示と評価」企業財務制度研究会 [1995b] 第 3 章（現物証券の評価と業績 2 測定：基準書第 115 号）第 2 節に類似の指摘がある。

25) よく知られているように、日本で「その他有価証券」（売却可能な有価証券に対応）の時価評価差額が個別財務諸表で純資産直入されたり連結財務諸表でその他の包括利益に反映されたりする理由は、当該有価証券の売却に事業遂行上等の制約が課されているため、と説明されている。金融負債との関係によらずに純資産直入処理が論拠づけられている点で、純資産直入処理の論拠に係る日米の隔たりは大きい。

売却可能な有価証券に係る純資産直入処理が直前に述べた要請から求められているとすれば、当該純資産項目には「損益のミスマッチを解消する役割」が期待されていたこととなる。より具体的には、金融負債と金融資産とが一体となった投資が完了した時点で、負債に係る償還損益と資産に係る処分損益とを同時に計上するための手段であることが期待されていたこととなる。そのように位置づけられた純資産直入項目（およびそれを加減算して求められる包括利益）には、当期純利益とは異なる業績指標としての「独立の役割」を期待できない。純資産直入項目はいずれ投資が完了すれば実現する予定の成果を繰延べたものであるから、「近い将来に実現する予定の成果に係る先行指標」としての役割ならば期待できるかもしれない。しかしそれは「当期純利益から独立した、新たな業績指標としての役割」ではない。

他方で上記の純資産直入処理は、「当期純利益の計算に係る制約から離れて、ストックを適切に評価すべし」という要請ととらえた資産・負債観に適うものとも位置づけられる。基準書第115号の適用対象となっているのは、公正価値情報を容易に入手しうる金融商品である（FASB [1993] para. 4）。中途での売却処分が予定されておらず、契約にもとづくキャッシュフローの実現が図られている満期保有の負債証券はともかく、それ以外の金融商品については基本的に、公正価値の情報が有用と考えられている（FASB [1993] paras. 78-79）。既に基準書第107号「金融商品の公正価値に関する開示」（FASB [1991]）によって注記されていた公正価値の情報を財務諸表の本体に反映し、ストック評価の適正化を図ることが純資産直入処理の趣旨であったとすれば、当該目的は果たされたといつてよい。

以上を要約すると、基準書第115号で求められていた純資産直入処理は、当期純利益の計算に係る制約を離れてストック評価額の適正化を図る旨の要請としてとらえた資産・負債観に適うものであった。他方でその結果として生じた純資産直入項目（およびそれを含んだ「仮想的な包括利益」）に、当期純利益から独立した新たな業績指標としての役割が期待されていたことを示唆する事実は観察されなかった。純資産直入項目に期待できるのはせいぜい、投資の完了によって近い将来に実現する見込みの成果（すなわち近い将来当期純利益に反映される成果）の先行指標としての役割だけであった。しかもそうした役割は後講釈の産物に過ぎず、その役割を期待している旨の直接的な記述を基準書第115号の中に見出すことはできなかった。基準書第115号を通じて計上される純資産直入項目には、業績指標としての積極的な役割が期待されていなかったといつてよい。

## 5 小括

第2節で論じたように、包括利益の開示を求めている基準書第130号は、包括利益に業績指標としてどのような役割が期待されているのかを必ずしも明記していなかった。その手がかりを得るため、本節では、基準書第130号が公表された時点で純資産直入処理を要求していた4つの個別基準を検討対象とした。いうまでもなく、基準書第130号よりも早く公表されたこれらの基準に「包括利益に期待しうる業績指標としての役割」が明示されることはありえない。本節で確かめようとしたのは、4つの個別基準でなぜ純資産直入処理が求められたのか、であった。

例えば、「投資家に伝達すべき投資の成果に関する情報として投資家らに伝達すべきものの中には、当期純利益ではとらえきれないものが含まれている」というような事実認識が示されたうえで、当期純利益の「欠け」を補うために純資産直入項目を追加計上した、という類いの議論が4つの個別基準のいずれかに観察されたとする。こうした議論にもとづき純資産直入項目が計上されて



いれば、その事実は、当該純資産直入項目に「当期純利益から独立した、新たな業績指標としての役割」が期待されていたことを示唆する。当期純利益以外の業績指標が存在していない時代ゆえ「消去法で」純資産直入されたものの、実際には財務業績に係る報告書での開示が目指されていた、というような事実が観察されれば、それは純資産直入項目に期待されていた業績指標としての役割を解明する手がかりとなる。そのような事実を見出せないかどうかの検討が本節の趣旨であった。

本節での検討によれば、4つの個別基準で用いられていた純資産直入項目はいずれも、当期純利益から独立した新たな業績指標の提供を目指して用いられたものとはいえなかった。まず基準書第52号では、機能通貨の考え方にもとづく換算によって生じる「キャッシュによる回収を当面想定できない成果」が純資産直入項目となっていた。次に基準書第80号では、いわゆる「損益のミスマッチ」を解消する手段として純資産直入項目が用いられていた。さらに基準書第87号では、少なくとも未積立ABOにみあう負債をオンバランスするための手段として、純資産直入処理が行われていた。最後に基準書第115号では、売却可能な有価証券への投資にみあう金融負債との間で損益認識のタイミングを併せる必要から、あるいは一般に有用と考えられている時価でのストック評価を促進する必要から純資産直入処理が行われていた。

4つのケースを統合すると、当期純利益に含まれない評価差額が計上されるのは、総じて当期純利益の計算に係る制約から独立に資産や負債を適切に評価する必要からであった。基準書第130号が公表されるまでの米国基準は、業績指標として当期純利益を重視しながら、それと矛盾しない形でストック評価額の適正化を必要に応じて図っていたのである。そのような方針にもとづく基準開発が基準書第52号以来、基準書第115号に至るまで続けられてきたのは、それが広く支持されていたことを示唆している。

## 6 包括利益の開示を必要とした環境変化は何か

にもかかわらず、1997年に至って包括利益の開示が要求されるようになったとすれば、純資産直入項目を業績報告から完全に除いてしまう従来のやり方が不都合となるような、何らかの環境変化が基準書第130号の公表に先立って生じていたと考えられる。こうした環境変化として考えられるのは、企業の資産に占める金融商品の割合が高まったことが考えられる。実際、基準書第130号には、金融商品会計基準の開発が進めばより広範に純資産直入処理が行われることになる旨の記述がみられる。

改めて考えてみれば、外貨換算会計、ヘッジ会計および退職給付会計で用いられている純資産直入項目は、当期純利益に直接反映される項目との性質の違いが明確であった。それゆえほんらい純資産直入項目として処理すべき項目を当期純利益に反映させてしまう操作や、その逆の操作は困難であった。これに対し売買目的の有価証券と売却可能な有価証券とは、「有利な価格変動によって成果を獲得するため、短期売買を目的として保有している銘柄」といえるかどうかで相違しているに過ぎない（FASB [1993], para. 12a)<sup>26)</sup>。経営者が恣意的に保有目的を区分したとしても、それが見抜かれるとは限らないのであれば、本来とは異なる分類にもとづき評価差額が処理されてしま

---

26) 本稿執筆時点の米国基準は、ここで検討対象とした売却可能な有価証券の時価評価差額の一部が当期純利益に直接反映されている。その事実もまた、売買目的の有価証券と売却可能な有価証券を保有目的別に区分することの困難を示唆している。

う事態が起こりうる。

もちろん、こうした事態があらかじめ予想されているのであれば、恣意的な区分を排除するための厳密な解釈指針（適用指針）を公表したり、より厳格な監査手続きを要求したりするなどの対応がとられるであろう。ただしそれらの対策を講じて、恣意的な分類を十分に排除できる保証はない。そういう状況では、純資産直入項目を当期純利益の構成要素に準じる成果とみて、広い意味での財務業績に係る報告書に当期純利益と併記するやり方は、恣意的な区分の誘因を引き下げる手段として有効であろう。

ここで述べた通り、包括利益の開示を求める機運が高まった原因は、金融商品の総資産に占める比率が増加し、金融商品会計基準が整備された結果、金融投資の成果に関する当期純利益の構成要素と純資産直入項目との明確な区分は困難になったことに求めることができそうである。純資産直入項目を業績報告の枠外に置くのではなく、当期純利益に準じる業績とみなし、財務業績の報告書で両者をともに開示することになれば、保有目的の恣意的な区分を通じた利益操作の誘因は低下するであろう。

包括利益が開示されるようになった理由、あるいは証券市場の関係者から包括利益に寄せられていた期待に関する上記の説明は、基準書第130号自体に記載されている理由ものとは異なる。第2節で詳述したように、公式には「クリーン・サープラス関係の回復」、あるいは「資産・負債観に一貫して依拠した基準開発」などに求められている。公式の説明の食い違いは、「当期純利益の構成要素と純資産直入項目との境界が不明確で曖昧になったこと」に主眼を置いた本稿の推論に疑念を抱かせる。とはいえ、これも第2節に記した通り、公式説明の説得力は必ずしも強くない。いまだ十分な事実の裏付けは得られていないものの、包括利益の開示が求められた理由を上記のように推察することは許されるであろう。

## IV おわりに

### 1 要約

本稿の主題は、包括利益に業績指標としてどのような役割が期待されてきたのかの解明であった。こうした問題設定の背後には、「特定期間における純資産変動のうち資本取引以外によらない部分」とされる包括利益にはフローの情報として「固有の価値」を見出すことができない<sup>27)</sup>、と言われているにもかかわらず、当期純利益と並んで包括利益にもレリバンスが認められている事実がある。包括利益がヒックスらによる「経済的所得概念」と（当期純利益と）近似している点に包括利益の「業績指標としての優越」を求める議論がみられる一方で、そうした議論には説得力ある形で反論がなされている<sup>28)</sup>。当期純利益とともに包括利益にもレリバンスが観察されている事実は、包括利益に肯定的な立場からも、否定的な立場からも、説得力ある形での説明が示されていない。

本稿ではこうした事実認識にもとづき、米国の系譜に属する包括利益の開示を求めた米国の財務会計基準書第130号で、包括利益に業績指標としてどのような役割が期待されていたのかを検討し

27) 期首と期末のストックから「自動的に」導かれてくるからである。

28) さしあたり浅見 [2021] を参照。

た。この点に関して基準書は、「純資産直入処理によって失われたクリーン・サープラス（CS）の関係を取り戻すため」を強調していた。とはいえ株主資本に相当する要素の適切な区分開示を前提とすれば、当時開示されていた当期純利益についてCSの関係が損なわれていたわけではない。「資産・負債観と統合的な形で基準開発すべし」という類いの価値判断を介在させなければ、ほかならぬ「純資産との」CS関係が重視されていた事実に合理的な解釈を与えることはできない。

包括利益に業績指標として期待されていた役割に関して基準書第130号が十分な記述を欠いていたことから、本稿は続いて、後に「その他の包括利益」として扱われるようになった純資産直入項目の使用を求めていた4つの個別基準（第52号、第80号、第87号および第115号）を対象として、財務業績のあり方に関してどのような議論が行われていたのかを検討した。これらは基準書第130号以前に公表されたものだが、米国では4つの個別基準に先立ち、概念基準書が包括利益に定義を与えていた。とすれば、純資産直入項目がいずれ包括利益として開示されることを見込んで直入処理が求められたことも十分に想定しうる。上記の個別基準をも検討対象に含めたのはそのためである。

そうした検討によれば、純資産直入処理は総じて評価差額の損益認識を繰り延べるための手段として用いられていた。直接には当期純利益に反映されない評価差額が計上されるのは、多くの場合、当期純利益の計算に係る制約から独立に資産や負債を適切に評価する必要からであった。米国で業績指標として重視されていたのは当期純利益であり、純資産直入処理は、当期純利益の重視というスタンスと矛盾しない形でストック評価額の適正化を図るための手段に過ぎなかった。

ただしそういえるのは、当期純利益に直接反映される項目と純資産直入項目との区分が明確な場合であった。総資産に占める割合が高まってきた金融商品に関して、米国FASBは保有目的別の会計処理を求めた。より具体期には、満期保有目的の負債証券以外は売買目的の有価証券と売却可能な有価証券とに大別されることとなった。両者の間には「短期売買を目的として保有している銘柄かどうか」という違いしかみられないにもかかわらず、評価差額の取り扱い是对称的であり、そうした特徴が利益操作の余地を生み出していた。

このとき純資産直入項目を当期純利益に準じた業績指標の構成要素と位置づけ、純資産直入項目を含んだ包括利益を当期純利益とともに「広義の」業績報告書で開示する方法は、保有目的の恣意的な区分を通じた利益操作の誘因を下げるための手段として有効であろう。基準書自体による説明との食い違いは際立つものの、包括利益が当期純利益とともに開示されることとなった理由は上記のように説明できるのではないかというのが本稿の結論である。

このような解釈は、当期純利益とともに包括利益にもレリバンスが観察されていることとも整合的である。まず経営者による区分にかかわらず、ほんらい売買目的に区分すべき有価証券が売却可能なものに分類されていたり、逆に売却可能なものが売買目的とされたりすれば、財務情報の利用者は売却可能な有価証券に係る「その他の包括利益」の一部を当期純利益の構成要素とみなすであろう。当期純利益に係る情報がレリバントな情報であることを与件とするなら、その要素を部分的に含んでいるという理由で、「その他の包括利益」にもレリバンスは観察されることとなる。そのようなシナリオのもとで、包括利益の期待されている役割は当期純利益から独立した新たな業績指標としてのものではなく、当期純利益に準じた指標として純利益を補完するものとなる。

また為替換算調整勘定のうち、合理的に予見しうる期間内に処分予定の在外事業体に関わる部分には、近い将来に確定する処分損益の先行指標としての役割を期待できるかもしれない。当面は投

資の清算が予定されていない在外事業体ならともかく、売却処分の可能性を合理的に予見しうるものについての為替換算調整勘定は、親会社自身による営業活動の延長線上にある在外事業体の活動成果（当期純利益に反映されるもの）と等質的な側面を有している。両者の間の明確な区分は、売買目的の有価証券に係る成果と売却可能な有価証券に係る成果と同様に困難といえる。そうであれば、この文脈でも包括利益に「当期純利益を補完する役割」を期待できるであろう。

本稿で行ってきた考察は、当期純利益から独立した新たな業績指標としての役割が包括利益に期待されていなかったことを示唆している。包括利益に期待されていたのは「当期純利益に直接反映される項目と明確に区分するのが困難な項目」が新たな純資産直入項目として計上されるようになったことを受け、当期純利益を補完する役割だったのである。そのような推論は、金融商品会計基準の開発が進められていた時期に基準書第130号が公表された事実や、その後当期純利益とともに包括利益にもレリバンスが観察されている事実にも首尾一貫した解釈を与えることができる。会計基準の設定主体や監査人の努力にもかかわらず、保有目的に係る恣意的な区分は防ぎきれておらず、ただしその事実を投資家らは見抜いている、ということなのである。

## 2 残された課題と含意

本稿の考察から導かれてきた結論は、当期純利益とともに包括利益にもレリバンスが観察されている事実にも首尾一貫した解釈を与えるための取り組みの一端に過ぎない。包括利益にレリバンスが観察されてきたのは、包括利益に固有の役割（当期純利益とは異なる新たな業績指標としての役割）が果たされているからではなく、業績指標としての有用性が広く受け入れられている当期純利益の情報を補完する役割が果たされているためである、というのは、包括利益にレリバンスが観察されている理由に関する仮説の1つに過ぎない。包括利益にもレリバンスが見出されている事実をこの観点だけで説明し尽くせる、ということではない。この現象に対して他にどのような解釈を与えられるのか、という観点から「代替的な仮説」を解き明かすとともに、複数併存している仮説の間の相互関係を明らかにすることは、今後に残されている検討課題の1つである。

加えて、本稿で示した仮説自体の検証も進めなければならない。本稿の議論によれば、「その他の包括利益」（基準書第130号の公表前であれば純資産直入項目）として処理されている項目のうち、当期純利益の構成要素との質的な相違が曖昧な項目について相対的に高いレリバンスが観察される一方で、恣意的な区分が困難な項目についてはレリバンスが観察されないこととなる。本稿で示した仮説が経験的な事実に適っているかどうかを確かめるためには、例えば、その他の包括利益を上記の観点から2分し、両者の間にレリバンスの差が観察されるかどうかなどを検討する必要がある。

また、時の経過とともに包括利益が変質している可能性も視野に収めなければならない。本稿では基準書第130号が公表されるまでの期間だけを検討対象としている。実際には、脱稿時点に至るまでの間に「その他の包括利益」の構成要素は変化している。金融商品会計の分野において売却可能な有価証券に区分する余地が狭められたことは本文中で指摘した通りだが、変化はそれだけにとどまらない。

まず公正価値オプションが適用された金融負債の時価評価差額のうち、発行者の信用リスクが変化したことで生じた部分は、その後「その他の包括利益」に含まれるようになっていく。またヘッジ会計の領域では公正価値ヘッジが主流となり、キャッシュフロー・ヘッジを除いては繰延ヘッジの

手法がほとんど用いられなくなっている。さらに退職給付の領域では過去勤務費用と数理計算上の差異をできるだけオンバランスし、当期純利益に反映されない差額を「その他の包括利益」で処理することとなっている。

米国 FASB はこのほか、国際会計基準審議会（IASB）と共同で業績報告に係る研究プロジェクトを行い、IASB とともに包括利益の新たな計算・開示方法を提案してきた。一連の事実はいずれも、包括利益に期待される役割が基準書第 130 号の公表以降も漸次変化している可能性を示唆している。そうした変化を視野に収めた分析もまた、今後の検討課題として残されている。

このように未解決の問題が多く残されているにもかかわらず本稿を公表したのは、「紋切型の議論」に終始している限り、包括利益と当期純利益の双方にレリバンスが見出されている事実を合理的に説明することはできないという考えからである。経済的所得概念との近似性や、資産・負債アプローチとの整合性にてらして包括利益の優越を説く議論も、期首と期末の純資産に係るストック情報を超える価値を、フロー情報としての包括利益に見出すことはできない、という議論も、抽象度の高い概念レベルの議論に終始しており、実際にどのような項目が「その他の包括利益」に含められているのか、という点に言及していない点では変わらない。

たしかに、会計基準を支えている基礎概念にもとづき演繹的に基準開発が進められることもある。他方で本稿の考察によれば、包括利益の必要性、あるいは包括利益に期待しうる役割に関する議論から離れたところで純資産処理が導入されていた。概念基準書に記されていた包括利益は、それらを事後的に統合するための手段として、いわば「後講釈」として用いられた可能性を示唆している。そのような経緯にてらしてみると、「理念型としての包括利益」と「実際に開示が求められた包括利益」とが一致しているとは言い難い。そうであれば、実際に開示された包括利益のレリバンスがどのような特質に由来しているのかに関する含意を、概念レベルの議論から引き出すのは難しい。

時の経過に応じて、「実際に開示されている包括利益」と「理念型としての包括利益」との関係は変化しうる。いずれ両者の差異は縮小していくかもしれない。とはいえ本稿の考察は、少なくとも現時点において両者の隔たりが大きいことを示唆している。そういう状況では、概念レベルの議論だけでは個別の基準開発過程に合理的な解釈を与えることが難しい。そこでは抽象度の高い議論とあわせて、当期純利益の計算に係る制約を解かれた評価差額が「包括利益の名を借りて」計上された理由を個別領域ごとに解き明かしていく作業が必要となる。本稿はまさしくそのような作業の成果をとりまとめたものである<sup>29)</sup>。

## 引用文献

FASB [1975], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 12: *Accounting for Certain Marketable Securities*, December 1975.

FASB [1981], Statement of Financial Accounting Standards No. 52: *Foreign Currency Translation*, December 1981.

FASB [1984a], Statement of Financial Accounting Standards No. 80: *Accounting for Futures Contracts*, August 1984.

---

29) 概念レベルの議論に終始することなく、基礎概念が実際にどのように解釈・運用されているのかを重視するスタンスにおいて、著者は徳賀 [2002] や徳賀 [2012] から多くの示唆を得ている。

- FASB [1984b], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984.
- FASB [1985a], Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: *Elements of Financial Statements, a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, December 1985.
- FASB [1985b], Statement of Financial Accounting Standards No. 87: *Employers' Accounting for Pensions*, December 1985.
- FASB [1991], Statement of Financial Accounting Standards No. 107: *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, December 1991.
- FASB [1993], Statement of Financial Accounting Standards No. 115: *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, May 1993.
- FASB [1997], Statement of Financial Accounting Standards No. 130: *Reporting Comprehensive Income*, June 1997.
- 浅見 [2021], 浅見裕子『会計利益の基礎概念』中央経済社, 2021年3月。
- 小川 [2006], 小川淳平「追加最小負債に係る無形資産の資産性」『経済論叢 (京都大学)』第 177 卷第 3 号, 226-244 ページ, 2006年3月。
- 企業会計基準委員会 [2006]『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』, 2006年。
- 企業財務制度研究会 [1995a]『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向—基準の背景と概要—』財団法人企業財務制度研究会 (COFRI), 1995年7月。
- 企業財務制度研究会 [1995b]『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向—基準の解説と検討—』財団法人企業財務制度研究会 (COFRI), 1995年7月。
- 辻山 [1998], 辻山栄子「包括利益を報告する目的: 会計理論の視点からの評価」企業財務制度研究会 (COFRI)『包括利益をめぐる論点』第 3 章第 1 節, 1998年8月。
- 徳賀 [2002], 徳賀芳弘「会計における利益観—収益費用中心観と資産負債中心観—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』第 5 章, 2002年11月。
- 徳賀 [2012], 徳賀芳弘「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究 (日本銀行金融研究所)』第 31 卷第 3 号, 2012年7月。
- 嶺 [1987], 嶺輝子「米国における外貨換算会計基準の発展とその問題点 (2)」『経営と経済』第 67 卷第 3 号, 1987年12月。
- 嶺 [1989], 嶺輝子「財務会計基準書第 80 号『先物契約の会計処理』の検討 (2)」『経営と経済』第 68 卷第 4 号, 1989年3月。
- 米山 [2020], 米山正樹「包括利益に係る分析視座—未解明の検討課題は何か—」『産業経理』第 80 卷第 3 号, 2020年10月。
- 若林 [2009], 若林公美『包括利益の実証研究』中央経済社, 2009年。